

# 第2子以降の保育料が**無償**になります！

下関市では、多子世帯の子育てを支援するため、令和6年4月から市の独自事業として、**第2子以降の保育料を無償化**します。

※世帯の所得制限や扶養児童の年齢制限を設けず、**認可外保育施設も対象**となります

これまで、保育料の多子軽減として、保育所等をお子さんが2人以上同時利用している場合、国の基準に基づき、**第2子は半額、第3子以降は無償**としていました。今回、市独自の取り組みとして、**保育所等の同時利用や子どもの年齢に関わらず、生計を同一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料が無償**になります。

## ◆令和6年3月まで（これまでの国の保育料無償化事業）

	対象施設・利用形態	無償化の内容	手続き
認可保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園(保育部分)</li> <li>・事業所内保育事業等</li> </ul>	<p>お子さん(3～5歳児クラス)が、施設を利用する場合の保育料を無償化</p> <p>※0～2歳児クラスは、<b>市民税非課税世帯のみ無償化</b></p>	原則、手続きは不要
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外保育施設等</li> <li>・企業主導型保育施設</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・病児保育事業</li> </ul>	<p>保育を必要とするお子さん(3～5歳児クラス)が、施設等を利用する場合の保育料を無償化(月額上限あり)</p> <p>※0～2歳児クラスは、<b>市民税非課税世帯のみ無償化(月額上限あり)</b></p>	保育の必要性の認定と、保育料(利用料)の償還払について、申請手続きが必要
幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・認定こども園(教育部分)</li> </ul>	<p>お子さんが、施設を利用する場合の保育料を無償化</p> <p>※<b>保育を必要とするお子さんが</b>、施設の預かり保育を併用する場合の利用料も無償化。ただし<b>満3歳児クラスの場合、市民税非課税世帯のみ無償化(月額上限あり)</b></p>	

## 拡充

## ◆令和6年4月から（下関市の第2子以降保育料無償化事業による拡充部分）

	対象施設・利用形態	無償化の内容	手続き
認可保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園(保育部分)</li> <li>・事業所内保育事業等</li> </ul>	<p><b>第2子以降のお子さん(0～2歳児クラス)</b>が、施設を利用する場合の保育料を無償化</p>	原則、手続きは不要
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外保育施設等</li> <li>・企業主導型保育施設</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・病児保育事業</li> </ul>	<p>保育を必要とする<b>第2子以降のお子さん(0～2歳児クラス)</b>が、施設等を利用する場合の保育料を無償化(月額上限あり)</p>	保育の必要性の認定と、保育料(利用料)の償還払について、申請手続きが必要 ※各施設を通じて別途ご案内します
幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・認定こども園(教育部分)</li> </ul>	<p>保育を必要とする<b>第2子以降のお子さん</b>が、施設の<b>満3歳児クラス</b>で預かり保育を併用する場合の利用料を無償化(月額上限あり)</p>	

お問い合わせ先

下関市子ども未来部 幼児保育課

〒751-8521 下関市南部町 1-1 下関市役所本庁舎東棟 1階

電話 083-231-1929 FAX 083-231-1995

Email : hfkodomo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp